

事 務 連 絡

平成29年11月22日

事業所 各位

みよし広域連合 介護保険センター

居宅サービス計画作成届出書の取り扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

以前にも通知しましたとおり、自己作成による総合事業サービスの利用は想定されておりません。このため介護報酬が請求不可となるケースが発生していますので、改めて居宅サービス計画作成届出書の取り扱いについてお知らせいたします。

・要介護認定の結果待ち状態（新規申請中など）の場合に、あらかじめ介護予防支援事業所（地域包括支援センター）と居宅介護支援事業所の両方から届出を提出しておくことで、結果が要支援1・2の時は介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、要介護1～5の認定の時は居宅介護支援事業所が届出日に遡って登録されます。

これにより、給付管理の空白期間（自己作成となる期間）が無くなるので、請求不可となる介護サービスが発生しなくなり、サービス提供事業所や利用者との、請求におけるトラブルを防止することができると考えます。

要介護・要支援のどちらに認定されるか不透明な場合は、利用者と協議の上、両方の事業所から届け出ることを検討してください。

・介護（予防）サービス計画作成依頼届出は、原則としてサービス利用開始前に提出するものとし、上記の事前提出以外では、前月に遡る申請を受け付けません。

居宅サービス計画作成届出書の取り扱いについて判断がつかないときは、必ず事前に介護保険センターまでお問い合わせください。

※総合事業のサービス A は、要介護1～5の認定結果が出た場合介護サービスへの振り替えができませんので、暫定利用の際はご注意ください。

お問い合わせ

みよし広域連合 介護保険センター

給付係（介護報酬の請求に関すること）

認定係（居宅サービス計画作成届出書に関すること）

TEL 0883-76-0030